

# 施設入所利用料金表

## 1. 利用者一部負担金

令和7年7月更新

\*介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じて得られた額になります。

項 目	金 額 (1割負担の場合)		備 考
	個 室	多床室	
基 本 料 金			
要介護 1	788円/日	871円/日	全員
要介護 2	863円/日	947円/日	
要介護 3	928円/日	1014円/日	
要介護 4	985円/日	1072円/日	
要介護 5	1,040円/日	1,125円/日	
初期加算 (I)	60円×日数分 (入所後30日を限度)		(I)か(II)いづ れか全員
初期加算 (II)	30円×日数分 (入所後30日を限度)		
サービス提供体制強化加算 (I)	22円/日		全員
夜勤職員配置加算	24円/日		
外泊時費用	362円×日数分 (1月に6日を限度)		該当者
外泊時費用 (在宅サービスを利用)	800円×日数分		
入所前後訪問指導加算 (I)	450円		該当者
入所前後訪問指導加算 (II)	480円		
試行的退所時指導加算	400円		
退所時情報提供加算 (I)	500円		
退所時情報提供加算 (II)	250円		
入退所前連携加算 (I)	600円		
入退所前連携加算 (II)	400円		
訪問看護指示加算	300円		
栄養マネジメント強化加算	11円/日		全員
経口移行加算	28円/日		
経口維持加算 (I)	400円/月		
経口維持加算 (II)	100円/月		
療養食加算 (1食)	6円/食		
再入所時栄養連携加算	200円/回		
再入所時栄養連携加算	200円/回		
協力医療機関連携加算 (I)	50円/月		全員
短期集中リハビリ実施加算 (I)	258円/日 (3ヶ月以内)		該当者
短期集中リハビリ実施加算 (II)	200円/日 (3ヶ月以内)		
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) イ	140円/回		該当者
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) ロ	70円/回		
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (II)	240円/回		
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (III)	100円/回		
緊急時治療管理	518円/日		該当者

所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239円/日（1月に7日を限度）	該当者
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480円/日（1月に10日を限度）	
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150円/月	該当者
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120円/月	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	
リハビリマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	33円/月	該当者
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円/月	該当者
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円/月	
排せつ支援加算（Ⅰ）	10円/月	該当者
排せつ支援加算（Ⅱ）	15円/月	
排せつ支援加算（Ⅲ）	20円/月	
自立支援推進加算	300円/月	全員
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円/月	全員
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円/月	
安全対策体制加算	20円（入所時に1回）	該当者
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円/月	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円/月	
新興感染症等施設療養費	240円/日（1月に5日を限度）	該当者
ターミナルケア加算		該当者
死亡日45日前～31日前	72円/日	
死亡日30日前～4日前	160円/日	
死亡日前々日～前日	910円/日	
死亡日	1,900円/日	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×7.5%	全員

## 2. その他の料金

施設の設定する食費	1,760円/日	全員
施設の設定する居住費	個室 1,700円/日 多床室 430円/日	全員
特別な室料	1,100円/日（税込）	個室利用者
冷蔵庫設置加算	110円/日（税込）	希望者（個室利用者）
テレビ設置加算	110円/日（税込）	希望者（個室利用者）

箱ティッシュ	1 0 0 円	希望者
義歯ブラシ	6 0 0 円	
歯ブラシ	1 5 0 円	
舌ブラシ	3 5 0 円	
口腔用スポンジ歯ブラシ	1 2 0 0 円	
口腔用不織布	8 0 0 円	
義歯洗浄剤	6 0 0 円	
マスク（1箱）	8 0 0 円	
ウェットティッシュ（ケース付）	3 7 0 円	
ウェットティッシュ（詰替用）	2 4 0 円	
ビニール袋（50枚）	2 5 0 円	
保湿クリーム	1 9 0 0 円	
クラブ活動費・行事費	実費（税込）	希望者
洗濯代	1回 275円（税込）（必要時靴等）	希望者
電気代	A 1件 55円／日（税込）（テレビ、電気毛布） B 1件 33円／日（税込）（ポット、ラジオ） C 330円／月（税込み）（携帯電話）	希望者
理美容代	調髪3,000円 丸刈り 2,500円	希望者

☆食費・居住費（滞在費）については、所得によっては減額になる方もあります。  
減額を受けるためには、市町村の窓口へ申請し「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。